



## 定例プレスリリース（令和 7 年 3 月 24 日）

### プレスリリース事項

1. 企業版ふるさと納税の贈呈式の開催（交流観光課）
2. ふるさとカフェの開催（地域福祉課）
3. 令和 7 年度酒田市消防団辞令交付式の開催（危機管理課）
4. 酒田の家づくり総合パンフレットについて（建築課）
5. 令和 7 年度住宅リフォーム総合支援事業について（建築課）
6. 令和 7 年度住宅総合支援事業「新築住宅工事」「空き家の解体工事」について（建築課）
7. 酒田市休日診療所 4 月の診療日のお知らせ（健康課）

定例プレスリリースは原則週一回、毎週月曜日に行います（月曜日が休日および祝日の場合は翌日）。次回の定例プレスリリースは 3 月 31 日（月）に行います。

#### ●プレスリリースに関するお問い合わせ

市長公室広報広聴係 池田

TEL 26-5706、FAX 26-3688

Eメール [koho@city.sakata.lg.jp](mailto:koho@city.sakata.lg.jp)

令和 7 年 3 月 24 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

## 企業版ふるさと納税の贈呈式を開催します

このたび、下記のとおり企業版ふるさと納税を活用した寄附の贈呈式を開催します。取材等に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

### ◆ポイント

- 酒田市は、進和ラベル印刷(株)より、企業版ふるさと納税制度を活用し、寄附金を頂戴する。
- 企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除される仕組み。
- 本市は、酒田市まち・ひと・しごと創生推進戦略に基づき地方創生を推進していく。この度の企業版ふるさと納税寄附金は「令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害」復旧事業へ活用される。

○日 時／4 月 2 日（水）午後 1 時 30 分～2 時

○場 所／市役所 4 階 第一応接室

○寄附企業／企業名：進和ラベル印刷(株)

所在地：上山市蔵王の森 10 番地

代表者：代表取締役 晋道 純一 氏

○出席者／進和ラベル印刷(株)

専務取締役 晋道 勇一 氏

取締役 庄内支店支店長 阿光 誠 氏

○市側出席者／市長

○寄附金額／100 万円

○内 容／目録の贈呈 等

### ●お問い合わせ／

交流観光課ふるさと納税係 渡部

TEL 0234-26-5736

✉ furusato@city.sakata.lg.jp

令和7年3月24日

酒田記者クラブ加盟社 各位

## ふるさとカフェを開催します

酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター主催のふるさとカフェを開催します。

つきましては、取材等に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

### 【ふるさとカフェ in 大沢コミセン】

- 日時／3月28日（金）午前10時～正午
- 場所／大沢コミュニティセンター
- 対象／八幡地域の方（り災前まで住んでいた方を含む）
- 費用／無料

### 【ふるさとカフェ in 観音寺コミセン】

- 日時／4月6日（日）午前10時～正午
- 場所／観音寺コミュニティセンター
- 対象／八幡地域の方（り災前まで住んでいた方を含む）
- 費用／無料

### 【ふるさとカフェ in 酒田市地域福祉センター】

- 日時／4月6日（日）午後2時～4時
- 場所／酒田市地域福祉センター
- 対象／どなたでも
- 費用／無料

●お問合せ／地域福祉課福祉総合相談係 阿蘇、土井  
Tel 26-5424 fax 26-5796  
Eメール [chiikifukushi@city.sakata.lg.jp](mailto:chiikifukushi@city.sakata.lg.jp)

令和 7 年 3 月 24 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

## 令和 7 年度酒田市消防団辞令交付式を開催します

令和 7 年度酒田市消防団新入団員及び階級昇任者に対する辞令交付を下記の日程で実施します。

つきましては、取材及び広報に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

### ◆ポイント

- 新入団員及び階級昇任者に対しての辞令を交付します。
- 当日は、辞令交付式終了後に公務員倫理研修と緊急走行運転安全研修も実施します。

○日時／4 月 6 日（日）午前 9 時 30 分～10 時 10 分

○場所／ひらたタウンセンター シアター O Z（飛鳥字契約場 35）

○内容／別紙のとおり

### ●お問い合わせ

危機管理課地域防災係

TEL 43-8706 FAX 26-3688

E メール [bousai@city.sakata.lg.jp](mailto:bousai@city.sakata.lg.jp)

## 令和7年度辞令交付式及び消防団研修会

### (1) 辞令交付式

- ① 日 時 令和7年4月6日(日) 9時30分～10時10分
- ② 場 所 ひらたタウンセンター シアターOZ
- ③ 対 象 新入団者・階級昇進者全員

### (2) 公務員倫理研修

- ① 日 時 令和7年4月6日(日) 10時15分～10時45分
- ② 場 所 平田タウンセンター シアターOZ
- ③ 内 容 公務員である消防団員の倫理について
- ④ 講 師 人事課職員
- ⑤ 対 象 辞令交付式出席者、希望者

### (3) 緊急走行運転安全研修

- ① 日 時 令和7年4月6日(日) 10時50分～11時20分
- ② 場 所 平田タウンセンター シアターOZ
- ③ 内 容 緊急走行時の注意点や道路交通法上の解釈などについて学ぶ
- ④ 講 師 危機管理課職員
- ⑤ 対 象 辞令交付式出席者、希望者

令和 7 年 3 月 24 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

## 酒田の家づくり総合パンフレットについて

酒田市での家づくりについて、支援制度等を総合的に紹介するパンフレットの令和 7 年度版を作成いたしました。

### ◆ポイント

○市が行っている各種住宅支援制度とそのメリットを総合的に紹介しています。

### ○パンフレットの配布

市役所、総合支所担当課窓口において配布するほか、市内の住宅建築に関する各種団体を通して、工務店等の住宅建築に携わる方々に配布しています。



●お問い合わせ／建築課確認審査係 白幡桂子  
Tel 26-5749、FAX 26-6482  
Eメール kenchiku @city.sakata.lg.jp

令和 7 年 3 月 24 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

## 令和 7 年度住宅リフォーム総合支援事業について

令和 7 年度募集の住宅リフォーム総合支援補助金のパンフレットが完成しました。

### ◆ポイント

#### 【住宅リフォーム総合支援事業】

- 安全で良質な居住環境を形成するため、住宅の質の向上を図るリフォーム工事に対し、工事費用の 2 割（上限 24 万円）を支援します。
- 世帯構成や酒田産木材利用により、補助金額の割り増しがあります（最大 40 万円）。

### ○住宅の質の向上を図るリフォーム工事の内容／

寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）、バリアフリー化、克雪化、酒田産木材使用

### ○申し込み／4 月 7 日（月）～

**住宅**

**令和 7 年度 酒田市 リフォーム 総合支援事業**

◆ 対象となる工事 次すべての項目に該当する住宅の工事が補助対象となります。

- 住宅の質の向上を図る工事（2 ページの一覧参照）の中から、要件工事点数の合計が 10 点以上となる工事を含む住宅リフォーム工事。（対象工事費用の合計が 50 万円未満のときは 5 点以上）
- 対象工事費用の合計が 25 万円以上であること。
- 対象工事費＝（要件工事）＋（住宅内の修繕、敷地内の工作物の建設または修繕）
- 令和 5 年度以降にこの事業による補助を受けていないこと。
- 対象となる工事は酒田市内に本社を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人、又は、個人事業主であること。ただし、個人事業主による住宅のリフォーム工事は対象となりません。
- 例外として、市外の施工（代表者）で申請者との親戚関係（4 親等以内）を示せる場合は対象とします。
- 現在の住宅が、建築基準法に違反していないものであること。違反している部分がある場合は、住宅リフォーム工事とあわせて、修正工事を行う場合は対象としますが、修正に係る費用は補助の対象にはなりません。工事完成時に修正工事が完了していない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

**⚠ 屋根や外壁の改修、階段の付け替えなどを行う場合、建築確認申請の手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。※施工者の方へ：不明な場合は事前に建築課へご相談ください。**

**⚠ 交付決定を受けた後に自己の都合により補助金の交付を辞退される場合、翌年度に本事業を利用することができませんのでご注意ください。**

◆ 補助の対象者 次すべての項目に該当する方が申込みできます。

- 補助の対象となる住宅の所有者であること。又は、所有権から委任を受けた 2 親等以内の親族。
- 補助の対象となる住宅に居住していること。又は、令和 6 年 2 月 27 日までに居住すること。
- 補助の対象となる工事について、国・山形県・酒田市で実施している他の助成制度を利用していないこと。
- 酒田市税を滞納していないこと。
- 令和 6 年 2 月 20 日までに実績報告書を提出できること。
- 酒田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）に規定する暴力団員等ではないこと。

◆ 補助金の金額

| 世帯要件                                                                                      | 工事内容                                                  | 補助金額<br>(1 万円未満は切り捨て) | 補助金<br>上乗額 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------|------------|
| 一般世帯<br>(下記の世帯要件①～③に合致しない世帯)                                                              | 下記以外                                                  | 対象工事費の 20%            | 24 万円      |
|                                                                                           | 酒田産木材<br>(酒田産木材の認定が有効) を<br>3 m <sup>2</sup> 以上使用する場合 |                       | 34 万円      |
| ① 移住世帯<br>令和 2 年 4 月 1 日以後～令和 6 年 2 月 27 日までに県外から<br>市内に移住した(する)世帯員を含む世帯                  | 下記以外                                                  |                       | 30 万円      |
| ② 新婚世帯<br>申請日において婚姻した日から 5 年以内である世帯<br>(実績報告までに婚姻する場合を含む)<br>事実婚の場合は、同居を始めた日から 5 年以内である世帯 | 酒田産木材<br>(酒田産木材の認定が有効) を<br>3 m <sup>2</sup> 以上使用する場合 | 1/3                   | 40 万円      |
| ③ 子育て世帯<br>平成 19 年 4 月 2 日以後に生まれた子がいる世帯<br>(妊娠している場合を含む)                                  |                                                       |                       |            |

●お問い合わせ／建築課確認審査係 白幡桂子

TEL 26-5749、FAX 26-6482

E メール kenchiku @city.sakata.lg.jp

令和 7 年 3 月 24 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

令和 7 年度住宅総合支援事業  
「新築住宅工事」「空き家の解体工事」について

令和7年度募集の住宅総合支援事業のパンフレットが完成しました。

## ◆ポイント

【住宅総合支援事業】

○新築住宅工事／地元企業により、酒田産木材を使用した住宅の新築工事に対し、30万円を支援します。防火地域・準防火地域に建設する場合や世帯要件により割り増しがあります（最大60万円）。

○空き家の解体工事／工事費用の 2 分の 1 で上限 20 万円を支援します。防火地域・準防火地域の場合割り増しがあります（最大 40 万円）。【令和 6 年度新規】

## 【新築住宅工事】

○対象／酒田産木材を住宅の延床面積 1 m<sup>2</sup>当たり 0.1 m<sup>3</sup>以上使用

○申し込み／5月12日（月）～

## 【空き家の解体工事】

○対象／昭和 56 年以前に建築され、3 年以上空き家となっている住宅

○申し込み／4月21日（水）～

[illegible][illegible]

●お問い合わせ／建築課確認審査係 伊藤勝紀  
TEL 26-5749、FAX 26-6482  
Eメール [kenchiku@city.sakata.lg.jp](mailto:kenchiku@city.sakata.lg.jp)



令和 7 年 3 月 24 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

## 酒田市休日診療所 4 月の診療日のお知らせ

このことについて、下記のとおりとなりますので、周知方よろしくお願いたします。

4 月の診療日／6 日（日）、13 日（日）、20 日（日）、27 日（日）、29 日（祝）

○診療時間を午前中のみに短縮しています。

○発熱症状の有無により、時間を分けて診療しています。発熱症状のある方（熱が 37.5℃以上）は、来院する前に電話で診察の予約が必要となります。

○診療時間／

①発熱あり（熱が 37.5℃以上）**電話予約制**

受付時間／午前 8 時 30 分～11 時

診療時間／午前 9 時 30 分～11 時 30 分

②発熱なし

受付時間／午前 8 時 30 分～11 時 30 分

診療時間／午前 9 時～9 時 30 分、11 時 30 分～正午

○場所／船場町二丁目 1-31 市民健康センター別館

○電話／0234-21-5225（診療日のみ）、平日の問い合わせ 0234-24-5733

診療時間や診療体制は変更になる場合があります。詳細につきましては、市ホームページや LINE 等でお知らせいたします。

- ◆待合室入口において検温を行い、職員が誘導します。
- ◆保険証を忘れずに持参してください。
- ◆会社や学校に提出する診断書は発行しません。
- ◆交通事故や労働災害については診療できません。

●お問い合わせ／

健康課健康係 加藤昂久

Tel 24-5733、FAX 24-5778

E メール kenko@city.sakata.lg.jp